

# 「愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金」に係る 特別高圧電力受電施設向け説明会



2023年6月29日

## 1 経緯・背景

## 2 支援金制度の概要

} 制度確定前の情報のため掲載省略

## 3 施設様へのお願い

- ① 特高受電施設の登録
- ② 入居事業者への周知の協力
- ③ 入居事業者の申請時の対応

# 3 施設様へのお願い

特高を受電している施設等に入居している中小企業者の円滑な申請のために  
特高受電施設様にお問い合わせいただきたいこと

# 施設様へのお願い① 特高受電施設の登録

施設側・入居事業者の双方の手間や労力等の削減のため、特高受電施設の登録をお願いします。  
登録いただくと、入居事業者が申請システムで入居施設を選択可能となり、各種トラブルの回避にもつながります。

## 登録対象施設

県内で特別高圧電力を受電している施設であり、  
かつ、当該施設に入居している中小企業者（みなし大企業を除く）が電力使用料を負担している施設の所有者

→**入居事業者が中小企業者かどうか不明の場合は、登録をお願いします**

## 登録期間

2023年6月29日から7月21日まで ※7/21以降も順次登録受付中

登録にあたって、入居事業者が  
**中小企業者かどうかを確認いただく必要はありません**

## 登録内容

- ① 施設情報
- ② 特高受電契約書
- ③ 入居事業者が電気代を請求している請求書のひな型
- ④ 入居事業者向け資料送付方法 など

## 特高受電施設登録フォーム

こちらから登録をお願いします。



説明会后、メールでも  
登録フォームのアドレスを  
送らせていただきます。

# 施設様へのお願い① 特高受電施設の登録

## ① 施設情報

- ▶ 入力いただいた施設名について、支援金のオンライン申請システムにて選択できるように設定
- ▶ 申請システムでの表示に活用するため、特高を使っていない棟・建物などがある場合にはご回答ください

## ② 特高受電契約書

- ▶ 入居事業者に支援金を支給するためには、入居している施設が特高を受電している確認が必要
- ▶ 事前登録にて県に特高受電契約書を提出していただければ
  - ① 各入居者の申請時に受電契約書の添付が不要になる
  - ② そのため、施設側も受電契約書の写しを各入居者に渡す必要がなくなる

## ③ 入居事業者に電気代を請求している請求書のひな型

- ▶ 特高受電施設と入居事業者間の電気料金のやり取りの形態は多種多様であり、実態の把握が困難
- ▶ 支援金審査の円滑化のために、施設様から入居事業者への電気代請求書のひな形のご提供のお願い

## ④ 入居事業者向け資料送付方法

- ▶ 入居事業者に周知いただきたい支援金申請の案内チラシの送り方（データor郵送（部数））の確認

## 施設様へのお願い② 入居事業者への周知の協力

特別高圧受電施設に入居されている事業者に対して、愛知県から直接周知する手段が無い場合、入居事業者が申請機会を逸さないよう、施設様から入居事業者への周知のご協力をお願いします。

### 支援金制度の周知

- ▶ 支援金の申請受付開始の前に、**入居事業者向けの支援金制度の案内チラシ**を送らせていただきます。  
※ 特高受電施設登録にて、**データ or 紙媒体**のいずれのチラシを希望か確認します。
- ▶ 大変お手数をおかけしますが、**入居事業者への周知（一斉メールや紙チラシの配付）**をお願いします。
- ▶ 入居事業者が中小企業者かどうかを確認して周知いただく必要はありません。
  - ・ 全入居事業者に対する一斉周知で問題ありません。
  - ・ 支援金対象者（中小企業者）であるかどうかは、各入居事業者にて判断し、申請いただければ大丈夫です。

## 施設様へのお願い③ 入居事業者の申請時の対応

個別の特殊事情によっては、支援金の申請に施設側の証明書等が必要な場合が発生することも想定されます。その際は大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ▶ 施設側と入居事業者等の関係が、多種多様であることから

**様々な特殊事情が存在することが想定される**

- ▶ 本来、支援金の受給資格がある入居事業者が、

**その受給資格を証明するために施設側の協力が必要となる場合には、ご協力をお願いします**

施設に入居する中小企業者への  
円滑な支援金の支給へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援  
コールセンター

TEL 050-3354-4925

受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

